

入札公告（建設工事）（再度公告）

次のとおり一般競争に付します。

令和7年4月14日

独立行政法人国立美術館

分任契約担当役

東京国立近代美術館長 小 松 弥 生

1 工事概要

- (1) 工 事 名 東京国立近代美術館昇降機部品交換工事
- (2) 工事場所 東京都千代田区北の丸公園3番1号
- (3) 工事概要 館内昇降機の部品交換工事
- (4) 工 期 令和8年3月31日（火）まで
- (5) 本工事の入札は、電子入札システムで行う。参加を希望する者は、提出書類及び入札書は、原則として、独立行政法人国立美術館電子入札システムで提出すること。
電子入札により難い者は、分任契約担当役の承諾を得て紙入札に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立美術館契約事務取扱規則第5条及び第6条に該当しないこと。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした機械器具設置工事に係る令和7・8年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級がA、B又はC等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札までの期間に、独立行政法人国立美術館又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 次に掲げる施工実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出

資比率20%以上の場合のものに限る。)

・平成22年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、乗用エレベータの部品交換の施工実績を有すること。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
(当該工事の配置予定技術者は、専任を必要としない。)

① 建築基準法第12条第3項の規定に基づき、昇降機について検査を行う国土交通大臣の定める資格を有するもの(昇降機等検査員)若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成22年度以降に上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(7) 東京都、埼玉県、千葉県又は神奈川県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと(入札説明書参照。)

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3番1号

独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館運営管理部会計課会計担当係

連絡先: yodo@momat.go.jp ※は@に置き換えてください。

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和7年4月14日(月)10時00分から令和7年5月8日(木)18時00分まで

交付方法 電子メールにより交付する。件名を「東京国立近代美術館昇降機部品交換工事希望(組織名)」とした配布希望のメール及び別添「調達関係書類等交付依頼書」を(1)の宛先に送ること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和7年4月14日(月)から令和7年5月8日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から18時00分まで

提出方法 原則として、申請書等は電子入札システムで提出する。ただし、紙入札応札希望者は又は電子入札システムで提出が難しい場合は、直接持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記の提出期間内必着。)も可とする。

(4) 開札の日時及び場所並びに入札書及び工事費内訳書の提出方法

開札日時 令和7年5月13日（火）11時00分

開札場所 東京都千代田区北の丸公園3番1号

独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館3階貴賓室

4 その他

（1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は分任契約担当役が確実と認める金融機関の保証並びに債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が確認できる書類を提出する場合又は保険会社との間に分任契約担当役を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）落札者の決定方法

落札者の決定は、有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（5）契約書作成の要否 要

（6）関連情報を入手するための照会窓口 3（1）に同じ。

（7）一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（8）詳細は入札説明書による。

以上